

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

地域公共交通活性化協議会や専門部会(大学の先生を会長とし住民12人の計13人で構成している。)を適宜開催し、厚真町における公共交通の問題点・課題を把握した上で、地域住民のニーズを把握するための全世帯向けの意識調査や、現状の公共交通の利用実態調査、主要施設における利用実態調査の結果を踏まえ、活性化策の検討を行った。さらには、厚真町の地域特性を踏まえ、具体的な事業メニュー及び実施主体を明らかにし、連携計画を立案した。

### 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

地区別の人口・世帯の状況、地区別高齢者割合、循環福祉バス等の輸送実績推移、路線バス補助金額などの推移、町民ニーズアンケート(バスの利用状況、新しい交通への意向、地域交通の満足度等)、公共交通・主要施設利用実態調査及び協議会や専門部会の意見をもとに、地域の公共交通の問題点・課題を多角的視点から幅広く把握した。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

公共交通空白地域などにおける高齢者等の交通弱者の交通確保・外出支援、中心市街地の活性化を考慮して問題点・課題を整理した。【関連計画】第3次厚真町新総合計画

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

厚真町には、民間の路線バスと町が実施主体の循環福祉バス・スクールバスが運行しているが、南北に細長い地形で市街地が2つ存在するほか、郊外に集落が点在する構造となっており、郊外においては交通空白地域がみられる。そこで、公共交通空白地域における高齢者等の交通弱者の交通を確保するため、デマンドを基本とした新たな交通システムを導入し地域の公共交通の利便性を向上させることを目標として設定した。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

厚真町新総合計画の基本目標である「美しい緑のふるさとづくり 安全で住み心地よい暮らし」の実現に向けて、町民ニーズアンケートや協議会・専門部会の各委員の意見を踏まえ目標を設定した。

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。  
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

地域の実態を踏まえ、高齢者等の交通弱者の交通確保・外出支援対策として、公共交通空白地域における乗合タクシーの実証運行実施と、持続可能な公共交通体系の維持対策として、循環福祉バスのデマンド運行方式への転換、さらには中心市街地活性化対策としての、休憩機能や情報提供機能を兼ねたバス待合所の整備を連携計画に盛り込んだ。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

自立性・持続性
1 事業の実施に向けての準備
地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。
地域の実態を踏まえ、設定した目標を達成するための事業内容やスケジュールについては、協議会・専門部会において検討を行い、22年度は乗合タクシー及び循環福祉バスのデマンド運行の実証運行、次年度以降は、より具体的な事業メニューやスケジュールを検討していく予定。
事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
各種事業の効果等については、適切な調査を行った上で協議会・専門部会において検証を行う予定であるが、乗合タクシー及び循環福祉バス(デマンド運行方式)の実証運行については、調査員による実態調査を行うことで事業による効果等を把握する。評価方法については、それぞれの利用者人数及び満足度を評価基準とし評価する方法を検討している。
事業の実施主体が検討されたか。
交通空白地域・不便地域を解消するための新たな交通については、厚真町と交通事業者が実施主体となる。また、その他の事業の実施主体については、協議会・専門部会において事業の実施方法等との詳細とあわせ、次年度以降検討を進める。
2 事業の実施環境
実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。
平成22年度において、乗合タクシー及び循環福祉バス(デマンド運行方式)の実証運行の事業をするにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、厚真町からの財政支出によるということで厚真町及び専門部会において了承されている。
住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。
バス事業者及び商工団体等と協議を進めており、利用促進の取組みが検討されている。今後は、自治会やPTA、老人クラブなどと利用促進に向け協議する予定でいる。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

## 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

### 1 協議会における審議体制等

協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

協議会の運営や調査全体のフローについては、第1回厚真町地域公共交通活性化協議会において決定及び確認がなされており、具体的な調査実施方法については、専門部会において検討を行い、各委員に意見照会後に各種調査を行った。また、調査結果を集計後、専門部会及び協議会を開催し、その結果に基づき連携計画の内容について検討を進めた。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

協議会には、地域住民の代表として、「まちづくり委員会委員長」、「厚真町PTA連合会会長」、「老人クラブ連合会会長」などが構成メンバーとして含まれている他、専門部会員として「農業団体関係者」、「商業団体関係者」、「福祉団体関係者」、「教育団体関係者」、「地域住民」、「公募による者」が含まれている。また、全世帯を対象とした町民ニーズ把握アンケート調査を実施、幅広い住民の意見を収集し、連携計画の検討を進めた。

### 2 協議会における審議

調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

協議会の運営や調査全体のフローについては、第1回厚真町地域公共交通活性化協議会において決定及び確認がなされており、具体的な調査実施方法については、専門部会において検討を行い、各委員に意見照会後に各種調査を行った。また、調査結果を集計後、専門部会及び協議会を開催し、その結果に基づき連携計画の内容について検討が進められた。

協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

協議会規約で協議会の会議は原則公開することが規程されており、傍聴は可能である。協議会の開催については、地元新聞社へ情報提供している。議事録等については、町のHPで公開している。

### 3 地域関係者の実質的な合意形成

地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

目標(案)や事業(案)は、地域関係者の代表で構成する専門部会で審議されたものであり、また、町議会総務文教常任委員会(10月27日開催)において、地域公共交通に関する課題や目標及び調査事業の内容について審議を経ている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。